

泉崎村統合型・公開型GIS整備業務プロポーザル実施要領

1 委託名称

泉崎村統合型・公開型GIS整備業務委託

2 業務の目的

本業務は、庁内において地理情報の共有が可能となるクラウドサーバーを利用したWeb形式の庁内用GIS及びインターネットやスマートフォンを介して、村民や関係者等が容易に各種情報を地図上で参照できる公開型GISを構築することで、業務の効率化・高度化・高速化を実現し、もって住民サービスの向上に資することを目的とする。

3 委託内容

(1) 業務内容

「泉崎村統合型・公開型GIS整備業務委託 仕様書」のとおり

(2) 履行期間

ア GISの構築（調達） 契約の日から令和7年3月31日まで

イ GISの運用期間 構築（調達）の日から令和9年3月31日まで

4 委託上限額

13,178,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事務局

泉崎村役場 総務課

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145番地

TEL：0248-53-2409

FAX：0248-53-2958

Mail：kikakuzaisei@vill.izumizaki.fukushima.jp

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 参加申込み時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと及び同条第2項の規定により現に入札参加資格を制限されていない者であること。
- (2) 参加申込み時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われた者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 参加申込み時点において、本村の入札参加資格を有し、かつ指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 福島県内に本店又は支店（主たる営業所）を有する者であること。
- (5) 過去5年以内に地方公共団体において、クラウド運用によるGISシステムの構築業務の実績を有していること。
- (6) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分理解した上で本プロポーザルに参加できる者であること。
- (7) プライバシーマークを有すること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

7 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年6月11日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出書類
 - ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）
 - イ 業務提案書（任意様式。ただし、日本工業規格A4縦1枚とする。）
 - ウ 工程表（任意様式。ただし、日本工業規格A4縦1枚とし、業務スケジュールを記載すること）
 - エ 業務実績書（様式第2号）
 - オ 要求要件チェックリスト（別紙1）
 - カ 概算見積書（別紙2）
 - キ プライバシーマーク証明書の写し
 - ク 会社概要（パンフレット等、任意様式）
- (3) 提出部数 各2部
- (4) 提出方法
持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- (5) 提出先
「4 事務局」まで

8 審査

提出された業務提案書等について、別に定める評価基準に従い、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、プレゼンテーションの実施については別途郵送にて通知し、実施内容については次のとおりとする。

- (1) プレゼンテーションの内容
業務提案書、仕様書及び要求要件チェックリストを基に、提供できるシステムの優位性や機能性についてのプレゼンテーションを行う。（1事業者につき30分以内を予定）

(2) 説明者

プレゼンテーションに出席できる説明者は、3名までとする。

(3) その他

プレゼンテーションに必要な機器のうち、プロジェクタ及びスクリーン等は本村が用意する。パソコン等の端末機器及び通信回線等は、参加者が用意すること。

9 質問及び回答

本要領及び「泉崎村統合型・公開型GIS整備業務委託 仕様書」の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第3号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月16日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書に必要事項を記入し、電子メールにて提出するものとする。

なお、メール送信後速やかにメール受信の確認のため、電話にて連絡すること。

(3) 送付先

「4 事務局」に記載する電子メールアドレス

(4) 回答方法

提出された質問及び質問に対する回答は、令和6年5月21日（火）までに泉崎村ホームページに掲載する。

10 評価及び受託候補者の決定について

提出された書類及びプレゼンテーションをもとに評価を実施し、その総合評価が最も高い者を受託候補者として選定し契約に向けた調整を行うこととする。

11 審査結果の通知

審査結果は、参加表明者に対して速やかに文書にて通知する。また、審査結果については、泉崎村ホームページに掲載し、公表するものとする。

12 失格

本プロポーザルに参加した者が、以下のいずれかに該当したときは、当該参加者が行った提案を失格とする。

(1) 提出書類等について、本要領等に定めた提出方法、提出期限及び記載方法等に適合しない場合

(2) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合

(3) 正当な理由なく提出書類を提出しなかった場合

13 契約の締結

契約は、選定された受託候補者と本村の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自

治法施行令第167条の2に基づく随意契約により、当該業務の実施に係る契約を締結することを原則とする。ただし、選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた者と協議を行うものとする。

14 その他

- (1) 提出書類等の作成やプレゼンテーションの参加に要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 村が受領した書類については、理由の如何に関わらず返還しない。
- (3) 本要領に基づき提出された書類等の著作権は原則として作成者に帰属する。ただし、村が選定結果の公表等に必要な場合は、提出された書類等の一部又は全部を使用することができるものとする。
- (4) 本要領に基づき提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため公表することがある。
- (5) 参加申込書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。ただし、審査の結果、評価基準の6割以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- (6) 参加者は本プロポーザルの実施後、内容の不明及び不知を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 参加表明書提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）により、参加辞退の提出期限（令和6年5月16日（木）午後5時必着）までに、事務局に提出すること。
- (8) 村が提示する資料及び回答書等は、本実施要領と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。

15 スケジュール（予定）

項目	日程
プロポーザル公募	令和6年5月9日（木）
質問受付期限	令和6年5月16日（木）午後5時まで
質問事項への回答	令和6年5月21日（火）
参加表明書等の提出期限	令和6年6月11日（火）午後5時まで
プレゼンテーション	令和6年6月19日（水）
審査結果通知	令和6年6月下旬

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。